

重要事項説明書

(ガス警報器・火災警報器兼用)

今回のガス警報器・火災警報器のリース契約内容の重要事項を掲載します。
ご契約前に内容をご確認いただいたうえで、ご契約お申込みいただきますようお願いいたします。

1. 本契約は、株式会社 CD エナジーダイレクト（以下、当社）とのリース契約になります。
2. リース契約期間（ガス警報器は 60 ヶ月・火災警報器は 120 ヶ月）中、原則、毎月のガス料金と一緒にリース料金を頂戴いたします。当社ガスをご利用でない場合は、リース料金単独のご請求となります。
3. 当社取次先とガス使用契約を締結いただいている場合は、原則、取次先または取次先が指定する会社（以下、取引先等）に再建を譲渡し、ガス料金と一緒にリース料金を請求させていただきます。

※本契約をもって、当社から取次先等の債権譲渡をご了承いただいたものといたします。

4. 有効期限は設置からガス警報器の場合は 5 年後、火災警報器の場合は 10 年後です。
5. リース料金は、ご契約いただいた翌月からご請求となります。
6. ご契約後 2 年以内にお客さまのご都合でリース契約を解約された場合、解約金として、リース機器 1 台につき 1,000 円（非課税）をいただきます。なお、お引越しの場合は解約金は不要です。
7. ガス警報器・火災警報器設置の際、壁に 5 mm 程度の穴を開けていただく必要がある場合がありますので、ご了承ください。
8. 現在ご使用のリース機器をお取替えする場合、本ご契約により税率が変更となる可能性があります。
9. 当社や当社取次先とガス使用契約を締結いただいている方が、転宅等によりいずれのガス小売事業者との間においてもガス使用契約がなくなった場合、本サービスは解約となります。
10. 当社や当社取次先とガス使用契約を締結いただいている方が、当社以外のガス小売事業者との間でガスの使用契約を締結した場合は、本サービスはご継続いただけます。
11. また、上記の方が転宅等によりガスの使用契約を解約された場合であっても本サービスは自動解約となりません。解約をご希望される場合は当社にご連絡いただくものとします。
12. ガス警報器取付は義務ではありません。
13. 壁掛け式かつ予備コンセント付商品については、予備コンセントの接続容量は 990W 以下です（990W を超えると火災の恐れがあります）。
14. 火災警報器の設置が義務化される場所は、寝室・階段の上部等です。
15. 台所への火災警報器設置基準（義務・推奨）は、自治体によって異なります。なお、火災警報器を取り付けなくても罰則はありません。